

訪問介護サービス 基本料金表

(1 単位 10 円として計算)

	サービスに要する時間	20 分未満 (身体介護0)	20 分以上 30 分未満 (身体介護1)	30 分以上 1時間未満 (身体介護2)	1 時間以上 1 時間半未満 (身体介護3)
身体介護	1. 利用料金	¥1,630	¥2,440	¥3,870	¥5,670
	2. うち介護保険から支給される金額	¥1,467	¥2,196	¥3,483	¥5,103
	3. サービス利用に係る利用者負担額【 1 割の場合 】	¥163	¥244	¥387	¥567
生活援助のみの場合	サービスに要する時間	20 分以上 45 分未満	45 分以上		
	1. 利用料金	¥1,790	¥2,200		
	2. うち介護保険から支給される金額	¥1,611	¥1,980		
	3. サービス利用に係る利用者負担額【 1 割の場合 】	¥179	¥220		

- ※ 訪問介護員が2人で訪問する場合は、上記の利用料が2人分の料金になり 2 割の負担金の方は、4 人分の料金の支払いになります。
- ※ 介護保険負担割合証が 2 割の場合は、利用料が 2 倍の料金になります。
- ※ 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス利用の場合、全額利用者負担となります。
- ※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

☆ キャンセル料

利用予定日の当日にサービス提供を中止した場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし病状の急変や急な入院などやむを得ない事情がある場合はキャンセル料は不要としま

す。

- * 利用予定日の前日までに申し出があった場合は、キャンセル料は不要です。
- * 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合は、当日の利用料金の自己負担金と同額を利用者よりお支払いしていただきます。

☆ **初回加算……200 単位**

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に料金をお支払いしていただきます。

☆ **緊急時訪問介護加算……100 単位**

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたとき、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない、訪問介護（身体介護）を行った場合に料金をお支払いしていただきます。

☆ **特別地域加算**

当事業所は介護保険法の定めによる特別地域に立地するため、特別地域訪問介護加算が15%加算されます。

☆ **特定事業所加算**

介護福祉士等の人材を確保し、質の高いサービスを提供するための体制を構築している事業所を評価する加算です。当事業所は特定事業所加算(Ⅱ)を算定し、10%加算されます。

☆ **介護職員処遇改善加算**

介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。当事業所は介護保険法の定めによる介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)を算定し、22.4%加算されます。